

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案新旧対照条文
 ○特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～一の十四 （略）</p> <p>一の十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下、一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下、三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下、八一〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の十一、第十六号、第五十九号及び第六十号に掲げるものを除く。）</p> <p>二～五十八 （略）</p> <p>五十九 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）</p> <p>六十 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五ワット以下の携帯</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一～一の十四 （略）</p> <p>一の十五 F二A電波、F二B電波、F二C電波、F二D電波、F二N電波、F二X電波、F三C電波又はF三E電波五四MHzを超え七〇MHz以下、一四二MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下、三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下、八一〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの（第一号の十一及び第十六号に掲げるものを除く。）</p> <p>二～五十八 （略）</p>

して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するた
めのもの

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五
条関係)

- 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところによ
り行うものとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術
基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄
に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる
測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又
はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線
設備の種別に従つて試験を行う。

一 装 置	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別
			(略)
			備設網無の別八十五第項一第条二第
			備設網無の別九十五第項一第条二第
			備設網無の別十六第項一第条二第

2 (略)

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五
条関係)

- 一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところによ
り行うものとする。

- (1) (2) (略)
- (3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術
基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。
ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄
に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる
測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又
はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線
設備の種別に従つて試験を行う。

一 装 置	二 試 験 項 目	三 測 定 器 等	四 特定無線設備の種別
			(略)
			備設網無の別八十五第項一第条二第

受信装置														送信装置													
相互変調特性	感度抑圧効果	隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	要発射の強度	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数					
標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器レベル計	レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率計	低周波発振器電力計	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	計又はスペクトル分析器	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	略	略				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
							○										○	○	○	○	○	○	○	○			
							○										2 注○	○	○	○	○	○	○	○			
							○										2 注○	○	○	○	○	○	○	○			

受信装置														送信装置													
相互変調特性	感度抑圧効果	隣接チャネル選択度	スプリアス・レスポンス	減衰量	通過帯域幅	感度	副次的に発する電波等の限度	送信速度	搬送波を送信していないときの電力	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	プレエンファシス特性	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	要発射の強度	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数					
標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器レベル計	レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器オシロスコープ	機又はスペクトル分析器	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器直線検波器歪率計	低周波発振器電力計	低周波発振器直線検波器	低周波発振器直線検波器又は変調度計	比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	計又はスペクトル分析器	低周波発振器、スプリアス電力計又はスペクトル分析器	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメーター又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器	略	略				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
							○												○	○	○	○	○	○			

局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)			
ダイエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	(略)			
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率雑音計	(略)			

注1 (略)

2 | デジタル選択呼出装置及び無線電話による通信が可能なものに限る。

3 ~ 10 (略)

11 設備規則第四十条の二第一項に規定するF三E電波を使用する無線局であつて船上通信設備のものに限る。

12 ~ 19 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1 ~ 3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種類	記号
(略)	(略)
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	RU
第2条第1項第59号に掲げる無線設備	SU
第2条第1項第60号に掲げる無線設備	TU

附 則

ハの省令は、公布の日から施行する。

局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)		
ダイエンファシス特性	低周波発振器直線検波器	(略)		
総合歪及び雑音	標準信号発生器歪率雑音計	(略)		

注1 (略)

2 | 無線通信規則付録第S十八号に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。

3 ~ 10 (略)

11 設備規則第四十条の二第一項に規定するF三E電波を使用する無線局であつて無線通信規則付録第S十八号の表に掲げる周波数の電波を使用するためのもの及び船上通信設備のものに限る。

12 ~ 19 (略)

様式第7号 (第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1 ~ 3 (略)

4 (略)

特定無線設備の種類	記号
(略)	(略)
第2条第1項第58号に掲げる無線設備	RU